

経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号【4-3】の認定について

手続きについて

- ① 市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書を作成して下さい。
- ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
申請は金融機関による代理申請も可能です。その場合は委任状が必要です。
申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
- ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
- ④ 認定書の申込期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申込をして下さい。
- ⑤ 法人の認定申請は、本社登記及び事業所が八千代市内にあることが条件となります。
- ⑥ 個人の認定申請は、主たる事業所が八千代市内にあることが条件となります。

認定要件

セーフティネット保証4号の指定事業者に対し、以下のいずれかの要件を満たしていること。

認定要件（4-3）

創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高等を有していなかった者については、最近1か月の売上高等が災害等が発生した以後3か月の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、最近1か月のその後2か月を含む3か月の売上高等が災害等が発生した以後3か月の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。

《提出書類》

※書類の「%表示」は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記すること。
四捨五入によって認定要件に必要な融資構成率、減少率を満たすことは不可。

提出書類		備考・注意事項	✓欄
【法人・個人共通】	①認定申請書(4-3)	円単位で表記のこと。	
	②確定申告書(直近1期分)【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告) 【法人】決算書及び法人事業概況説明書を併せて添付すること。	
	③最近1か月間の売上高等がわかる資料		
	④災害等が発生した以後3か月の月平均の売上等がわかる資料	試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。	
	⑤③のその後2か月を含む3か月の売上高等がわかる資料		
	⑥④の期間後2か月間の見込み売上等がわかる資料		
	⑦災害等が発生した以降3か月間の売上等がわかる資料		
【法人】	⑧委任状	代理人(金融機関等)が認定申請手続きを行う場合は添付すること。	
	商業登記簿履歴事項全部証明書【写し】	インターネット取得のものでも可。	
【個人】	開業届または許認可【写し】	インターネット取得のものでも可。	

※1 指定事業者…中小企業庁のホームページで確認する事が出来ます。

※2 最近1か月とは、災害等が発生した月の3か月後